

【重要】マイナンバーカードを更新するまで大切に保管してください。



マイナンバーカードを更新する際の留意事項

マイナンバーカードを更新する際、以下の条件を全て満たす場合に限り、運転免許情報又は運転経歴情報（以下「免許情報等」といいます。）が記録された状態で新しいマイナンバーカードが交付されます。
※条件を一つでも満たしていないと、新しく交付されるマイナンバーカードに免許情報等は記録されません。再度、マイナンバーカードをマイナ免許証又はマイナ経歴証明書（以下「マイナ免許証等」といいます。）とするためには、最寄りの免許センター又は警察署若しくは幹部派出所（以下「免許センター等」といいます。）で免許情報等の記録が必要です。

〈更新後のマイナンバーカードに免許情報等が記録される条件〉

- **マイナンバーカードの有効期間中にマイナンバーカードの更新手続きをしていること**
- **あらかじめ免許センター等で署名用電子証明書を提出していること**
※署名用電子証明書の暗証番号（6～16桁の英数字）を免許センター等に設置の端末に入力することで提出できます。
- **マイナンバーカードの更新手続きをオンラインで行っていること**
※住所地の市町村から送付される“マイナンバーカード交付申請書”に記載の申請書IDを「個人番号カードオンライン申請サイト」にて入力する又はスマートフォン等で二次元コードを読み取ることでオンラインによる申請ができます。
- **オンラインによるマイナンバーカードの交付申請時に、新しいマイナンバーカードについて署名用電子証明書の発行を希望していること**
- **マイナンバーカードのオンライン申請時に免許情報記録番号又は運転経歴情報記録番号（以下「免許情報記録番号等」といいます。）を正しく入力していること。**

なお、以下の場合には新しいマイナンバーカードに免許情報等を引き継ぐことができないため、再度、免許センター等で免許情報等の記録が必要です。

〈更新後のマイナンバーカードに免許情報等が引き継がれない場合〉

- 1 郵送による申請を行う場合
- 2 市町村の窓口において申請を行う等のオンライン以外の方法で申請を行う場合
- 3 マイナンバーカードの紛失、破損、失効等を理由に申請する場合
- 4 住所や氏名に署名用電子証明書で利用できない文字が含まれている場合
- 5 免許の効力が停止又は免許が取消し若しくは失効している場合

※1～3の場合、免許情報等の再記録に手数料が必要です。

※4の場合、市町村から送付される“交付通知書”を免許センター等に持参することで再記録手数料が不要になります。

※5の場合で、免許停止期間の満了又は解除により運転免許情報の再記録をする際の手数は不要です。

〈マイナ免許証等に関するお問い合わせ先〉

- ・ 東部地区運転免許センター TEL 0857-36-1122
- ・ 中部地区運転免許センター TEL 0858-35-6110
- ・ 西部地区運転免許センター TEL 0859-22-4607



鳥取県警察ホームページ

※マイナ免許証等については、鳥取県警察のホームページに詳細を掲載していますのでご覧ください。

裏面もご確認ください。

マイナンバーカードの有効期限が近付くと住所地の市町村から以下の更新に必要な書類が送付されます。

マイナンバーカードの更新自体は郵便で申請することも可能ですが、**オンラインで申請を行わなければ、新しいマイナンバーカードに免許情報等が引き継がれません。**

※マイナンバーカードの更新についての詳細は、住所地の市町村から送付される書類をご確認ください。

〈市町村から送付される書類〉 ※有効期限の約3ヶ月前に送付されます。

更新手続案内

有効期限通知書

交付申請書



個人番号カードオンライン申請サイトにて申請書IDを入力する又はオンライン申請用の二次元コードをスマートフォン等で読み取ることでオンライン申請の手続きを行うことができます。

スマートフォンで申請

必要なもの



オンライン申請用
QRコード



スマートフォン



顔写真データ



半分以上の人が
スマートフォンや
パソコンからの
申請なんだって！

申請方法

- ① スマホで顔写真を撮影
- ② スマホで交付申請書の **オンライン申請用QRコード** を読み取る
- ③ 表示された申請用WEBサイトでメールアドレス等を登録
- ④ メールアドレスに申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了

パソコンで申請

必要なもの



申請書ID
(23桁)



パソコン



顔写真データ

- 申請方法
- ① 6か月以内に撮影した顔写真データを用意
 - ② 申請用WEBサイトで **申請書ID(23桁)** を入力し、メールアドレス等を登録
マイナンバーカード パソコン
 - ③ メールアドレスに申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了

出典元：地方公共団体情報システム機構



オンライン申請時にマイナ免許証等の“免許情報記録番号等”の入力が必要です。
免許情報記録番号等は“マイナポータル”又は“マイナ免許証読み取りアプリ”にて確認できます。



← 〈マイナ免許証読み取りアプリ専用サイト〉

こちらをスマートフォン等で読み取ることでインストールできます。

オンライン申請後に市町村の窓口にて新しいマイナンバーカードの受取りが可能になると「交付通知書」が送付されます。

交付通知書に「記録：有」

新しいマイナンバーカードに免許情報等が記録されている場合は、「免許情報・運転経歴情報記録：有」と記載されます。
このような記載があればマイナ免許証等の状態で交付されます。

【転送不要】

免許情報・運転経歴情報記録：有

マイナンバーカードに免許情報又は運転経歴情報を記録しました。

あなたが申請した個人番号カードの交付場所は以下のとおりです。

裏面に記載の必要書類を持参の上、来庁してください。

受取期限

交付通知書に「記録：無」

何らかの事情により新しいマイナンバーカードに免許情報等が記録されなかった場合は、「免許情報・運転経歴情報記録：無」と記載されます。

このような記載の場合、新しく交付されるマイナンバーカードには免許情報等が記録されておらず、再度、免許センター等において免許情報等を記録しなければマイナ免許証等として使用することはできません！

【転送不要】

免許情報・運転経歴情報記録：無

免許証がない方は車の来場をお控えください。再度免許情報を記録する際は警察での手続きが必要です。詳細は免許センターに問い合わせください。

裏面に記載の必要書類を持参の上、来庁してください。

受取期限

◎交付通知書に「記録：無」の記載がある方へ

交付通知書又はその写しを免許センター等にお持ちいただくことで免許情報等の再記録に係る手数料が不要となります。
手続についての詳細は各地区運転免許センターにお問い合わせください。